令和8年

# JA足利 ウィンターキャンペーン

新規(ニューマネー)でお預け入れ
お預け入れ期間 1年

キャンペーン期間

令和8年11/2(月)▶令和9年1/29(金)




## 金利上乗せ定期貯金

新規ご契約に限ります　JA内での預け替えは対象外です

# 年1.100%

(税引後年0.876%)

預入金額：10万円以上～ 1,000万円未満

預入期間：1年　募集金額：20億円　対象者：個人の方

※原則として中途解約はできません。やむを得ず中途解約する場合はJA貯金規定の利率を適用します。
※お利息に20.315%(国税15.315%, 地方税5%)の分離課税がかかります。

JAはどなたでもご利用いただけます。お気軽にご相談ください。ご利用に際しましては、組合員加入のため出資をお願いする場合がございます。

《JAバンクは農林中央金庫とJAのグループ名称です。》

詳しくはお近くの支店窓口までおたずねください。ホームページhttp://www.jaashikaga.or.jp/

JA足利　足利市農業協同組合

足利支店 TEL.0284-41-2588
東支店 TEL.0284-41-3678
北支店 TEL.0284-41-3663
山辺支店 TEL.0284-71-1626
南支店 TEL.0284-71-1601
西支店 TEL.0284-62-1011
坂西支店 TEL.0284-63-1227
金融課 TEL.0284-41-7153

担当者印

2026年10月現在

令和８年

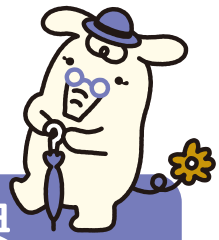
# JA足利 ウィンターキャンペーン 金利上乗せ定期貯金

「金利上乗せ定期貯金」商品概要説明書

| | |
|---|---|
| 商品名 | スーパー定期貯金〈単利型〉金利上乗せ定期貯金 |
| 取扱期間 | 令和８年 11月2日(月)～令和９年1月29日(金) |
| 販売対象 | 新規(ニューマネー)でお預け入れの「個人のお客様」とします。契約額については、一契約につき10万円以上1,000万円未満とします。 |
| 預入期間 | 1年(定型方式)。預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)の取り扱い可。 |
| 預入方法 | (1)預入方法　一括預入　(3)預入単位　１円単位<br>(2)預入限度金額　一契約につき10万円以上 1,000万円未満　(4)預入方式　証書・通帳式 |
| 払戻方法 | 満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 利息 | (1)適用金利　預入時の条件に応じた金利を満期日まで適用します。自動継続の場合には、この定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。<br>(2)計算方法　付利単位を１円として１年を365日とする日割り計算をします。<br>(3)利払頻度　満期日以後に一括して支払います。<br>(4)税金　個人のお客様は20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。※2037年12月31日までの適用となります。<br>(5)金利情報　金利は店頭に表示しています。または、窓口でお問合わせください。 |
| 手数料 | — |
| 付加できる特約事項 | 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に0.5%を上乗せした利率。)<br>個人のお客様はマル優(障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 |
| 中途解約時の取扱い | 原則として中途解約はできません。<br>〈単利型〉満期日前に解約する場合、利息は以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算し、この貯金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と期限前解約利息との差額を定期貯金元金から清算します。<br>定型方式1年の場合<br>a.預入期間が6か月未満の場合、解約日における普通貯金の利率　b.預入期間が6か月以上1年未満の場合、約定利率×50%<br>※中途解約利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。 |
| 貯金保険制度(公的制度) | 〈保護対象〉当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| 苦情処理措置および紛争解決措置の内容 | 〈苦情処理措置〉本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融共済部(電話:0284-41-7153)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、一般社団法人JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。<br>〈紛争解決措置〉外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または一般社団法人JAバンク相談所 にお申し出ください。<br>東京弁護士会(電話:03-3581-0031)　第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)　第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)<br>「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。<br>・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。<br>・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。<br>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。」 |
| その他参考となる事項 | この貯金は、譲渡または質入することはできません。 |



## とってもおトクな 年金キャンペーン実施中！



### 年金お受取り ご紹介特典

令和9年2月26日(金)まで

JA足利で新たに年金振込をする方をご紹介していただくと

**5,000円 キャッシュバック！**

### 年金 お受取り特典

令和9年3月31日(水)まで

JA足利で年金を新たにお受取りいただくと

**3,000円 相当のプレゼント！**

※特典受取には各種条件がございます。詳しくはお近くの支店にお尋ねください。

WEBでもご確認いただけます▶